

【会員資格規則】

第1条（正会員の入会）

- (1) 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の推薦により、入会申込書及び履歴書を提出する。
- (2) 会員拡大を担当する委員会は、資格審査の上、理事会に報告する。
- (3) 正会員として認められた会員に対しては、理事長より文章をもってその旨通知する。
- (4) 正会員として認められた会員は3回例会出席を経て、所属委員会の決定を理事会にて行う。またそれまでの間は、その年度に定められた委員会に所属する。
- (5) 正会員として認められた会員は、その年度の半期会費の在籍月数に応じた会費を納入しなければならない。
(バッチは無償贈呈する)

第2条（入会金及び会費）

~~1.~~(1) 入会金及び会費は次のとおりとする。（年額）

入会金	正会員	24,000円
	特別会員	30,000円
	名誉会員	総会の決定による
	賛助会員	総会の決定による
会費	正会員	120,000円
	特別会員	総会の決定による
	名誉会員	総会の決定による
	賛助会員	総会の決定による

(2) 会費は毎年2月に一括払い又は、2月に前期分を、7月に後期分の2回払いを原則として自動振替により納入しなければならない。

~~2. 入会金及び会費収入の使途は、次のとおりとする。~~

会計区分	使途	割合
公益目的事業会計	公益目的事業費	3割以上
収益事業会計	共益事業	2割以下
法人会計	管理費	5割以下

第3条（正会員の出席義務）

会員は例会、総会、所属委員会、その他本会議所の催す会合に出席しなければならない。

第4条（正会員の退会）

正会員は定款第17条に定める外、次の該当するときは、理事会の議決を得て退会を勧告することができる。

- (1) 正会員にして会費を納入しないもの。
- (2) 正会員にして連続3ヶ月以上例会に出席しなかった者及び年間出席率が51%に満たない場合。
- (3) 前2項に該当する会員がある場合、内務担当委員会は出席又は会費納入の督促状を発送し、なお回答なきとき、又は正当な回答理由として認められない場合は、その旨を理事会に報告する。理事長は文書をもって退会を勧告する。

第5条（正会員の休会）

- (1) 長期に亘る病気もしくは海外出張等により、長期欠席を余儀なくされるときは休会届けを提出する。
- (2) 休会が1年以上に及んだときは一時退会勧告をする。
- (3) 休会中の会費は半額とし、会計の指定する支払い方法により納入する。

第6条（特別会員）

- (1) 特別会員は、特別会員入会金（正会員年会費の1/4とする）を納入しなければならない。
- (2) 特別会員は、本会議所の実施する行事に参加することができる。参加にあたっては、その都度会費を支払う。
- (3) 特別会員は、議決権、選挙権、被選挙権は有さない。ただし、理事会の諮問により本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

附 則

1. この規則は、昭和63年1月1日から施行する。
2. 平成6年1月1日より一部改正
3. 平成28年12月3日より一部改正
4. 令和3年12月11日より一部改正
5. 令和〇年〇月〇日 一部改正

※登記が完了した時点での日付となります。登記日確定後に記載。（青字は削除）